

お知らせ



広報は、ウェブやアプリでも読めます



お詫びと訂正

9月号 27 ページ「柏崎市民合唱団定期演奏会」の出演者名に誤りがありました。正しくは「古川圭子さん」です。お詫び申し上げます、訂正いたします。

制度・暮らし

アクアパークのアイススケートリンクがオープンします

▶営業期間…11月3日(金)祝～令和6(2024)年2月25日(日)

▶営業時間

●月～金曜(火曜休館) = 14:00～18:30

●土・日曜、祝日 = 10:00～18:00

▶利用料金

●小・中学生 = 460円

●高校生以上 = 920円

▶貸靴料…1足 330円

☎アクアパーク

TEL 22-5555 FAX 22-0766

建築相談ができます

▶内容…建物の新築・改修・増築・用途変更の工事をする前に、市の職員に建築基準法に関する相談ができます。また、違反の疑いがある建築物の相談もできます。

▶とき…10月16日(月)～20日(金) 8:30～17:15

▶ところ…市役所 4階建築住宅課

▶持ち物

●新築や増築などの相談＝平面図などの計画内容が分かる資料

●違反の疑いのある建築物の相談＝建築物の所在地が分かる地図や写真

※詳細は、市ホームページをご覧ください。

☎建築住宅課

TEL 21-2291

FAX 23-5116



10月1日から

新潟県の最低賃金は

時間額 **931円**に

▶変更前…890円(時間額)

※この額は、県内全ての労働者とその使用者に適用されます。



☎新潟労働局賃金室

TEL025-288-3504

労務年金相談会

▶内容…パワハラや残業代の不払い、勤務態度や言動に問題のある社員への対応、障害年金に関することなど、労務や年金について、社会保険労務士に相談できます。

▶とき…10月15日(日) 10:00～16:00

▶ところ…柏崎エネルギーホール
☎新潟県社会保険労務士会上越支部(代表窓口:高野洋子社会保険労務士事務所)

TEL 41-5906



地域型年金委員が活動しています

▶内容…地域型年金委員は、公的年金に関する啓発や、必要に応じて年金事務所・市区町村の窓口を紹介するなど、地域と制度のパイプ役を担っています。市内では9人の方が、以下の地区で活動しています。

(田尻地区、比角地区、枇杷島地区、中央地区、南部地区、二田地区、西山地区)

☎柏崎年金事務所総務課

TEL 38-0568

アトム情報

☎防災・原子力課
TEL21-2323 FAX21-5980

新しい防災ガイドブック(原子力災害編)を配布します

配布時期

10月に各家庭に配布します。

主な修正内容

- コミュニティ地区の統合(西山地区、野田地区)を反映
- 一部地区のバス避難集合場所の見直し、施設名称の変更を反映
- 安定ヨウ素剤の緊急配布場所を追加
- 最新の地図データを反映
- 国道8号バイパスの一部開通による避難経路の追加
- 自分がいる場所(現在地)での取るべき行動を追加 など



防災ガイドブックは
こちらでも読めます▶



原子力立地給付金が交付されます

▶内容…電源立地地域対策交付金制度に基づき、国から原子力立地給付金が交付されます。この交付金は、年1回、電気事業者などを通じて交付されます。

▶対象…10月1日を基準日に、電気事業者と契約をしている市内の家庭や企業など

▶交付時期…契約している電気事業者により異なります。

●東北電力(株)=1月末まで

●その他電気事業者=3月末まで

▶問い合わせ先

①電気の契約に関すること
 各電気事業者にお問い合わせください。

※東北電力(株)の場合は、祝日を除く月～金曜の9:00～17:00に給付金専用ダイヤルへ。

☎東北電力(株)給付金専用ダイヤル
 TEL0120-17-5227

②給付金の制度に関すること

☎新潟県産業立地課

TEL025-280-5164

FAX025-280-5508

▼給付金額(年額)

地域	契約	一般家庭 (電灯契約1口当たり)	企業など (契約電力1kw当たり)
旧柏崎市		18,912円	9,456円
旧西山町・旧高柳町		14,184円	7,092円

工場や設備などを新・増設した企業に電気料金を給付します

▶対象…次のいずれかに当てはまる企業

①製造業に属する事業を営む企業
 ②市が支援制度を整備している特定企業

※個人事業主でも、帳簿などが法人同様に整備されている場合は対象となります。

▶要件…次の全てに当てはまるもの

①令和4(2022)年10月1日(土)以降に、新・増設に伴う電力契約の新規・増加契約をしている

※電灯契約・臨時的な契約を除く。
 ②雇用者(雇用保険の一般被保険者)が3人以上増える

③令和5(2023)年4月1日(土)～9月30日(土)に支払った電気料金がある

※申請時期や申し込みの詳細は、新潟県産業立地課へお問い合わせください。

☎新潟県産業立地課

TEL 025-280-5164

FAX 025-280-5508

下水道への早期接続のお願い

▶対象…公共下水道区域・農業集落排水区域で敷地内に設置されている公共ますに、下水道を接続していない方

▶接続工事の方法…柏崎市排水設備指定工事店に工事の依頼をしてください。

☎施設維持課

TEL 22-6116 FAX 22-4100

自然災害に備えて森林保険に加入しませんか

▶内容…8つの災害(火災・風害・水害・雪害・干害・凍害・潮害・噴火災)による損害を補償します。※詳細は、森林保険センターのホームページをご覧ください。

☎柏崎地域森林組合

TEL 22-6212

☎森林保険センター

TEL 044-382-3523



高齢者世帯などの

雪下ろし費用を助成します

☎介護高齢課 TEL21-2228 FAX21-4700

事業者などに屋根の雪下ろし作業を依頼した場合にかかった費用の一部を助成します。事前に申請をしてください。

※申請は毎年必要です。

▶助成金額

1日につき、かかった費用の8割(上限2万円)

▶対象…次のいずれかに当てはまる世帯

①65歳以上の高齢者のみの世帯

②心身障がい者のみの世帯

③65歳以上の高齢者と心身障がい者のみの世帯

④母子世帯

⑤①～④に準ずる世帯

▶要件

●自力で雪下ろしができない

●市内に居住する家族・親族などから労力的・経済的な支援が得られない

●世帯全員が市民税非課税または均等割のみの課税

▶申し込み…10月31日(火)までに、申請書を担当の民生委員に提出してください。申請書は、市役所1階介護高齢課または民生委員の所にあります。審査後、12月中に結果を通知します。

**建物を解体するときは
届け出が必要です**

▶内容…次の解体工事は、建設リサイクル法の届け出、建築物除却届の提出が義務付けられています。

▶対象

●建設リサイクル法＝解体部分の床面積の合計が 80㎡以上

●建築物除却届＝解体部分の床面積の合計が 10㎡超

▶届け出期限

●建設リサイクル法＝工事着手 7 日前まで

●建築物除却届＝工事着手前まで
 ※届け出書類は、建築住宅課にある他、市ホームページからダウンロード可。

▶届け出先…市役所 4 階建築住宅課

▶注意…500 万円以上の解体工事を請け負うには、解体工事業の建設業許可を取得しなければなりません。

☒建築住宅課

TEL 21-2291

FAX 23-5116



**土地取引をしたときは
届け出が必要です**

▶内容…法定面積以上の土地取引を行った場合、市町村を經由して県知事に届け出てください。届け出をしなかったり、偽りの届け出をしたりすると罰せられることがあります。

▶法定面積

●都市計画区域＝ 5 千㎡以上

●都市計画区域外の区域＝ 1 万㎡以上

※個々の取引面積が小さい場合でも、総面積が法定面積以上になる場合は、届け出が必要です。

▶届け出義務者…土地の権利取得者（売買であれば買主）

▶届け出期限…契約（予約含む）の日から起算して 2 週間以内

☒新潟県用地・土地利用課

TEL 025-280-5396

FAX 025-280-5373

☒都市計画課

TEL 21-2298

FAX 23-5116



訪問買い取りに注意！

▶相談事例…「いらなくなった靴や洋服などはないか。何でも買い取る」という電話があり承諾した。すぐに事業者が来たが、用意していた不用品には目もくれず「貴金属はないか」としつこく聞かれ、断っても帰ってくれない。

※訪問買い取りはクーリング・オフができますが、一度品物を引き渡すと取り戻すことは困難です。

▶トラブル防止のポイント

●不要な勧誘はきっぱり断る

●知らない事業者を安易に自宅に入れない、一人では対応しない

●事業者の名称や連絡先を確認する

▶困ったときは…すぐに消費生活センターに相談してください。

☒消費生活センター

TEL・FAX 23-5355



募 集



障がい者芸術作品展「かしわざきギャラリー」の作品を募集

▶内容…絵画、書道、写真、工芸などのオリジナル作品（発表・未発表問わず、1人5作品まで）

▶展示期間…12月1日(金)～7日(休)正午まで

▶展示場所…ソフィアセンター

▶申し込み…11月6日(月)までに、申込書を直接・Eメール・ファクス・郵送で、市役所 1 階福祉課へ。
 ※申込書は福祉課にある他、市ホームページからダウンロード可。

▶出品料…無料（作品の搬入などにかかる経費は自己負担）

▶作品の搬入・搬出

●搬入＝ 11 月 30 日(休) 10：00

●搬出＝ 12 月 7 日(休) 13：00

※展示作品を調整する場合があります。表彰や評価は行いません。

☒福祉課

TEL 21-2299

FAX 21-1315

☒fukushi@city.kashiwazaki.lg.jp



食品ロスを減らしましょう

☒クリーンセンターかしわざき（環境課）

TEL23-5170 FAX24-4196

食品ロスとは？

食べられるのに捨てられてしまう食べ物のことです。

どのくらい

捨てられているの？

1 人当たり 1 日で茶碗約 1 杯分の食べ物が捨てられています。

あなたの家の食品ロスの量をチェックしてみよう！



**食品ロスを減らす！
4つの取り組み**



①食材を上手に使い切り、食品ロスが少ない調理を実践！

②冷蔵庫の中身をチェック。買すぎないように心がけ、手付かずの食品を捨てることのないようにしましょう

③自宅での食事や外食の際の食べ残しを減らしましょう

④飲食店で食べ残した料理は、持ち帰ることができるかお店に確認しましょう